

## 南木曾町名ロゴマーク 使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南木曾町の個性やイメージを表現し、認知度の向上やイメージアップを図ることを目的に作成した南木曾町名ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークのデザイン及び権利)

第2条 ロゴマークのデザインは、別紙「南木曾町名ロゴマーク 使用ガイドライン」（以下「使用ガイドライン」という。）のとおりとする。

2 ロゴマークに係る一切の権利は、南木曾町に帰属する。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、事前に南木曾町名ロゴマーク使用申請書（様式第1号）により町長に申請し、その承認を受けるものとする。

2 前項の書面には、次の号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 企画書

- ・使用の形態、大きさ、色及び形状を記載した書類
- ・事業等で使用する場合は、事業等の趣旨及び内容の詳細が記載された書類
- ・商品等のデザインに使用をする場合は、商品等の完成見本又は図面 など

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(申請の省略)

第4条 次の各号に該当するときは、使用の申請を協議に替えることができる。

- (1) 南木曾町各部局が使用するとき。
- (2) 国又は他の地方自治体が使用するとき。
- (3) 報道機関が報道のために使用するとき。
- (4) その他町長が申請を必要としないと認めたとき。

(使用の承認)

第5条 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認を認めたときは当該申請を行った者に対し、南木曾町名ロゴマーク使用承認書（様式第2号）を交付する。

2 使用目的又は使用形態が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認をしないものとする。

- (1) 使用目的及び使用方法が、ロゴマーク制定の趣旨に反すると認められるとき。
- (2) ロゴマーク使用の際に、使用ガイドラインに定められた色、形式等を正しく使用していないとき。

- (3) 品質、性能等に関し、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合には、当該認定等が得られていないとき。
- (4) 特定の個人または団体の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 南木曾町暴力団排除条例(平成 23 年南木曾町条例第 8 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者並びにこれらに準ずる者の利益になるとき。
- (6) 特定の政党、候補者、宗教団体及び営利団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (7) 営利を目的とした活動に利用されるおそれがあるとき。(特に町の広報宣伝効果があると町長が認めるときを除く。)
- (8) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (9) 南木曾町の信用及び品位を損なうおそれがあるとき。
- (10) その他ロゴマークの使用が適当でないと認められるとき。

(使用の承認期間)

第 6 条 ロゴマークの使用の承認期間は、1 年とし、ロゴマークを 1 年を超えて使用しようとする場合は、再度、南木曾町名ロゴマーク使用申請書(様式第 1 号)を提出しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第 7 条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークは、承認された内容にのみ使用すること。
- (2) ロゴマークを使用する権利は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマークは、使用ガイドラインで定められた形、色等の規格に沿って正しく使用し、デザインの改良等はしないこと。
- (4) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。
- (5) その他、町長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

(使用料)

第 8 条 ロゴマークの使用料は、無料とする。ただし、マークの使用に要した費用等は使用者が負担し、町は一切の責任を負わない。

(承認内容の変更)

第 9 条 使用者は、第 5 条の規定により承認された内容を変更しようとするときは、南木曾町名ロゴマーク使用変更申請書(様式第 3 号)にて直ちに町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは南木曾町名ロゴマーク使用変更承認書(様式第 4 号)を交付するものとする。

(使用許可の取り消し等)

第 10 条 町長は、第 5 条の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当する

ときは、その使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する申請に虚偽又は不正があったとき。
- (2) 第5条に規定する使用の承認の基準を満たさなくなったとき。
- (3) 第7条各号に掲げる条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が公益上の理由により使用を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、その承認に係る物件の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

3 町長は、承認を得ずにロゴマークを使用又は使用しようとしている者に対し、その承認に係る物件の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

4 ロゴマークの使用の取り消し、使用停止等に要する使用物件の回収費等は、使用者が負担することとする。

(使用の中止)

第11条 使用者は、使用を中止しようとするときは、速やかに南木曾町名ロゴマーク使用中止届(様式第5号)により、次に掲げる事項を記載した書面を町長に提出しなければならない。

- (1) 使用を中止する理由及びこの規則の規定に基づき使用の中止を届け出る理由
- (2) 使用者の住所、氏名(使用者が法人等である場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び連絡先

(使用の結果の報告)

第12条 使用者は、町長が使用に係る結果の報告を求めた場合は、速やかに報告しなければならない。

(使用に伴う責任)

第13条 使用者がロゴマークを使用したことに伴い第三者に損害を与えた場合、その他ロゴマークを使用したことに起因して発生した問題については、使用者が一切の責任を負う。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年8月24日から施行する。